

京丹後市立久美浜病院整備基本構想策定業務プロポーザル募集要領

1 趣旨・目的

京丹後市（以下「発注者」という。）における京丹後市立久美浜病院（以下、「当院」という。）は、主要施設の1号館が築後29年、2号館が築後42年、3号館が築後23年、4号館が築後39年を経過し、また建設時に整備された主要設備も合わせて老朽化が著しいため、地域医療の拠点病院としての機能を必要時に十分果たせない状況にある。

また、主要施設等の建設当時から、当院に求められる機能は大きく変化しており、現在の社会情勢や医療環境の変化に対応可能な施設の整備が求められている。

本業務では、事業者への委託によって、当院を取り巻く外部・内部環境を踏まえ、当院が丹後地域等において、安定的・継続的に地域医療を担うという役割を果たすために必要な医療体制について検討し、施設整備の基本的な考え方をまとめるため、調査・検討を実施するものである。

この要領は、本事業を受託する事業者として、発注者と優先的に契約交渉を行う者（以下「優先交渉権者」という。）を公募により選定するため、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 京丹後市立久美浜病院整備基本構想策定業務
- (2) 業務内容 別紙「企画提案仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約日～令和6年3月31日（約8か月）
- (4) 委託上限額 9,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 実施形式

公募型プロポーザル方式により選考を行う。

提出書類の審査、プレゼンテーション等を実施し、「京丹後市立久美浜病院整備基本構想策定業務プロポーザル評価基準」（以下「評価基準」という。）に基づき審査し、契約の相手方となる優先交渉権者を決定する。

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者（法人に限る）でなければならない。

- (1) 令和5年4月1日時点で、150床以上の病院における施設整備に係る基本構想又は基本計画の策定に関する業務を行った実績がある者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 京丹後市の契約に係る京丹後市入札参加資格等に関する要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けている者又は該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (6) 京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成23年京丹後市告示第68号）に基づく排除措置を受けていない者及び同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (7) 令和5年4月1日を基準日とし、直近1年間における国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人事業税）及び市区町村税（法人市区町村民税、固定資産税）に滞納がない者であること。

5 資料等の配布について

本プロポーザルに係る募集要領、参加表明書その他資料・書類を次のとおり配布するので、各自取得すること。

- (1) 配布期間 令和5年6月19日（月）～7月18日（火）
- (2) 配布方法 京丹後市立久美浜病院ホームページ上からダウンロードすること。

6 質疑応答

本募集要領の内容に質問がある場合は、質問書の提出により行うものとし、口頭での質問には応じない。

- (1) 提出書類 質問書（様式3）

- (2) 提出期間

令和5年6月19日（月）から令和5年7月4日（火）午後5時まで

- (3) 提出方法

後記15の問合せ先に電子メールにより提出すること。

また、電子メール送信後に後記15の問合せ先まで電話にて電子メールを送信した旨の連絡を行うこと。

(4) 回答方法

令和5年7月7日（金）までに京丹後市立久美浜病院ホームページ上に掲載する。

7 参加資格要件の確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより、必要な書類を提出し、参加資格要件の確認を受けるものとする。

(1) 提出書類（各1部提出のこと）

ア 参加表明書（様式1）

イ 事業者（法人）概要書（様式2）

※法人概要等がわかるパンフレット等があれば、添付すること

ウ 商業登記簿謄本（発行後3か月以内のもの） ※写し可

エ 令和5年4月1日を基準日とし、直近1年間における国税（法人税及び消費税）、都道府県民税（法人事業税）及び市区町村税（法人市区町村民税、固定資産税）の納税証明書又は未納がないことの証明書

オ 財務諸表類の写し（直近のもの）

※貸借対照表、損益計算書など経営実績がわかるもの

(2) 提出期間 令和5年6月19日（月）から

令和5年7月3日（月）午後5時まで

(3) 提出方法 後記15の問合せ先に持参又は郵送で提出すること。

持参の場合は、土日祝日を除き、各日午前9時から午後5時までとする。
郵送による場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「参加資格要件確認書類在中」と朱書すること。）とし、(2)に定める提出期間中必着とする。

8 参加資格審査結果の通知

審査の結果は、令和5年7月7日（金）までに、参加表明書類を提出した者に対して文書で通知し、参加資格があると認められた者には、企画提案書の提出要請を行う。

9 企画提案書等の提出

参加資格があると認められた者は、次のとおり企画提案書等の書類を提出すること。

(1) 提出書類 企画提案書 ※価格提案書（様式4）以外は、任意の様式とする

(2) 提出期間 提出要請日から令和5年7月18日（火）午後5時まで

(3) 提出場所 後記15「問合せ及び書類提出先」参照

(4) 提出部数 各12部（正本1部、副本11部）

(5) 提出方法 持参又は郵送で提出すること。

持参の場合は、土日を除き、各日午前9時から午後5時までとする。

郵送による場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に「企画提案書類
在中」と朱書すること。）とし、(2)に定める提出期間中必着とする。

10 審査方法等

(1) 審査を行う者

提出された企画提案書等は、京丹後市立久美浜病院整備基本構想策定業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査する。

(2) プレゼンテーションの実施

企画提案の審査については、書面審査のほか企画提案書等の内容に基づくプレゼンテーション等による審査を行う。

なお、選定委員会が本プロポーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された企画提案書等により第1次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定（5者程度）した上で行う場合がある。

また、第1次審査を行った場合は、参加を表明した全ての者に対してその結果を書面で通知する。

ア 日時 令和5年7月24日（月）（予定）

詳細な日時、場所等については別途書面で通知する。

イ 注意事項

(ア) 時間は、1提案者あたり30分程度（予定）とする。

（プレゼンテーション15分 ヒアリング15分）

(イ) 企画提案書受付順にプレゼンテーション等を実施する。

(ウ) プレゼンテーションに参加できる人数は3人以内とし、原則として本業務を実際に行う予定の指導助言者、受託責任者又はこれらと同程度の能力を有する者が行うものとする。

(エ) 提案内容は、企画提案書に基づくものとするが、プロジェクターを使用した電子データによる提案説明は認める。なお、プロジェクター、スクリーン等は当院で準備するが、パソコン等は提案者側で準備すること。この場合において、使用する電子データは、企画提案書と同一のものとし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略による頁数の変更及び構成の変更は妨げない。

(3) 提案者の失格事項等

ア 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

(ア) 参加資格要件を満たさない場合

- (イ) 企画提案書等を提出期限までに提出しなかった場合
 - (ロ) 提案のプレゼンテーションを行う義務があったが行わなかった場合
 - (エ) 選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本公募に関し、援助を求めた場合又は不正な接触を行った場合
- イ 提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、失格とすることがある。
- (ア) 本プロポーザルの実施に係る公告及び本募集要領に適合しない企画提案書等を作成し、提出した場合
 - (イ) 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案せず又は提出する企画提案書等に虚偽の記載をし、これを提出した場合
- (4) 審査における評価基準
「評価基準」を参照すること。

1 1 事業者の選定

(1) 審査及び結果の通知

提出された企画提案書及びプレゼンテーション等を踏まえ、評価基準に基づき選定委員会が総合的に審査を行い、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とし、第2位の提案を行った者を次点者と決定する。

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知するとともに、京丹後市立久美浜病院ホームページ上にて公表する。

(2) 非選定理由の説明

非選定の通知を受けた提案者は、通知の日の翌日から起算して7日以内に非選定理由についての説明を文書により求めることができる。

回答は、非選定理由についての説明を求める文書を発注者で受け付けた翌日から起算して10日以内に文書により回答する。

1 2 契約の締結

審査結果に基づき、優先交渉権者と本件について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する場合又は契約締結の協議が整わない場合は、次点者と契約の交渉を行う。

1 3 実施日程

プロポーザルによる優先交渉権者の選定は、次のとおり実施する。

※事前説明会は予定していない。

期間・期限等	内 容
令和5年6月19日（月）	公告及び募集要領等の配布開始
令和5年6月19日（月） ～令和5年7月4日（火）	参加資格、企画提案書等に関する質問の受付期間
令和5年7月3日（月）	参加表明書の受付締切り
令和5年7月7日（金）	参加資格、企画提案書等に関する質問の回答期限
令和5年7月18日（火）	企画提案書等の受付締切り
令和5年7月24日（月）（予定）	プレゼンテーションの実施
令和5年7月27日（木）（予定）	審査結果の発表及び通知

※応募者多数の場合は、第1次審査（書類のみの審査）を行う場合がある。

14 その他

- (1) 提案等手続において用いる言語は、日本語、金銭の支払に用いる通貨は円、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- (2) 公募開始の日から事業者の選定が終了するまでの間、選定委員会の委員及び担当部局関係職員に対する営業活動を禁止する。
- (3) 本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出書類は、返却しないこととする。
- (5) 書類は、提案者に無断で事業者選定の用以外の目的に使用しないこととする。ただし、京丹後市情報公開条例（平成16年京丹後市条例第7号）に基づき公開する場合がある。
- (6) 提出された企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、運営する事業者を選定された提案者の企画提案書等については、発注者が必要と認める場合には、その一部又は全部を無償で使用できることとする。
- (7) 提出書類以外に、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。
- (8) 提出後の書類の差し替え、変更、再提出及び追加は認めない。ただし、記載漏れ等につき、本市が補正を求めた場合を除く。
- (9) 参加資格確認後に提案書提出を辞退する場合は、提案書提出期間内に、また提案書提出後に辞退する場合は、プレゼンテーション実施前日までに文書（任意様式）により、辞退届を提出すること。
- (10) 提案者は、選定委員会の審査結果に対し苦情を申し立てることができないこととする。

15 問合せ及び書類提出先

京丹後市立久美浜病院 事務部 管理課

〒629-3403

京都府京丹後市久美浜町161番地

電話 (0772) 82-1500

FAX (0772) 82-1504

E-mail hosp-kumihama@city.kyotango.lg.jp

久美浜病院ホームページアドレス：

https://www.city.kyotango.lg.jp/kumihama_hospital/index.html

京丹後市ホームページアドレス：

<http://www.city.kyotango.lg.jp/>